

院内感染防止対策に関する取組事項

当院では、次の指針に基づき、院内感染防止対策に取り組んでいます。

社会医療法人中山会 鷺谷記念病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療機関にとって重要である。院内感染防止対策を全員が把握し、安心適切な医療の提供ができるように本指針を策定する。

2. 院内感染対策のための委員会等病院感染対策の組織に関する基本的事項

1). 当院における院内感染対策のための組織として、「院内感染対策委員会」および「感染防止対策部」を設置する。

2). 院内感染対策委員会

院内感染対策委員会は、病院長の管理のもと、当院における院内感染対策のため、発生した、ないしは想定される院内感染について速やかに適切な対応を図るための審議を行うものとする。院内感染対策委員会は、関係する各種委員会等と連携し、院内感染対策にあたるものとする。

3). 感染防止対策部

院内感染対策において中心的役割を担うために、院内感染制御のための実務担当として、院内感染の予防、情報収集、現状把握、問題点の分析、改善策の策定および遂行にあたる。

感染制御チーム；Infection Control Team (ICT) を置き、部門の日常業務を担う。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員に対し、院内感染対策に関する教育、研修や啓発に努めるものとし、感染制御チームにより、年 2 回の研修を計画的に開催する。

4. 感染症の発生状況の把握に関する基本方針

臨床検査部は、感染症の発生状況を毎日確認する。その結果を感染情報レポートとして週 1 回作成し院内感染対策委員長に提出する。院内感染対策委員会は、当該レポートについて毎月審議を行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

多剤耐性菌が一定数を超過して検出された場合や病院内で特定の感染症が多発した際には、感染制御チームは原因を直ちに調査し、院内感染拡大防止のための適切な処置を行う。

1). 院内感染発生時は、発生部署の責任者は、速やかに感染制御チームに報告する。

2). 感染制御チームは、速やかに院内感染発生の原因を究明し、初期対応等の改善策を行ったうえで病院長と院内感染対策委員長にその状況等を報告する。

3). 交差感染発生の可能性が想定され、その結果が重大と考えられる場合には、臨時に院内感染対策委員会を開催し、必要に応じて患者や家族に事実説明を行うとともに、保健所等の関係機関に報告し、状況によっては報道機関に公表する。

4). 院内感染の発生状況とそれに対する対応策とその実施結果は、院内感染対策委員会を通じて、速やかに全職員に周知する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員は患者との情報共有に努め、患者およびその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。なお、本指針の照会には感染制御チームが対応する。

7. その他院内感染対策推進のために必要な基本方針

1). 院内感染対策指針及び院内感染対策マニュアルの整備

院内感染対策の推進のため、院内感染対策委員会が院内感染対策指針を、感染制御チームが院内感染対策マニュアルを作成し、その内容を院内に周知する。

院内感染対策マニュアルは現場の医療従事者の意見等を参考に、年 1 回程度改訂していくものとする。

2). 手指衛生の指導

院内感染予防の基本は手指衛生の実施であることを周知するため、手指衛生実施状況を定期的に調査・指導し、実施率の向上を図る。

令和 5 年 3 月
院内感染対策委員会